



八王子市

おくやみ ハンドブック



このたびは大切な方のご逝去に心よりおくやみ申し上げます

このハンドブックでは死亡に伴う各種手続きをご案内します

亡くなられた方の状況等によって必要な手続きが異なります

今後の様々な手続きに少しでもお役に立てることを願っております

あなたのみちも、
あるけるまち。
八王子

も く じ

1	おくやみコーナーについて	P1
2	手続きにお持ちいただくもの	P2
3	市役所での手続き	
	保険・年金・医療	P3
	介護・高齢・障害	P8
	税金	P20
	子ども・保育・学童	P23
	その他	P26
4	市役所以外の手続き.....	P34
5	主な手続期限目安.....	P36

おくやみコーナーについて

【おくやみコーナーとは】

おくやみコーナーとは、亡くなられたことにより生じる次のことを行う窓口です。

- 1 ご遺族に必要な市役所内での手続きの特定とそれらの手続きの受付及びご案内
(ご利用いただくと、市役所内の手続き漏れを防ぐことができます。)
- 2 市役所以外での主な手続きや相続に関する相談機関等のご案内
(手続きや相談はできません。)
- 3 相続等の手続きに必要となる戸籍全部事項証明書[戸籍謄本]等の取得手続きのご案内

来庁される方の続柄や手続きの内容によっては、
おくやみコーナーで完結しない場合があります。
あらかじめご了承ください。

市役所での各種手続きは、本庁舎・保健所の担当部署で個別に行うこともできます。

また、一部の手続きについては各事務所で取扱いができます。

【おくやみコーナーの利用について】

おくやみコーナーのご予約は下の二次元コードから**24時間**受け付けます。

予約受付は当課で届出の確認ができてから可能です。



<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/emergency/soudan/001/p029179.html>

(市民課)

- ・利用対象 : 亡くなった方(八王子市民)のご遺族
- ・窓 口 : 市民課(市役所本庁舎1階 3番窓口)
- ・予 約 枠 : ① 午前9時～10時30分
② 午前10時30分～12時
③ 午後1時30分～3時
④ 午後3時～4時30分 各2組
- ・受付時間 : 平日 午前8時30分から午後5時まで
(正午から午後1時までを除く)

※ 状況によって、ご予約いただいてもお待ちいただくことがあります。

手続きにお持ちいただくもの

ご遺族の方のもの

☐ 来庁される方の本人確認書類

- ・写真付きのもの場合は1点

※マイナンバーカード、運転免許証、パスポート など

- ・写真付きのものが無い場合は2点

※健康保険資格確認書、年金手帳 など

☐ 振込先口座のわかるもの（相続人・喪主）

☐ 葬祭費用の領収書又は会葬礼状

（亡くなられた方が国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入されていた場合）

☐ 印鑑（相続人・喪主）※念のためお持ちください

亡くなられた方のも（お持ちの方）

☐ 国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書

☐ 介護保険被保険者証

☐ 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳

☐ その他、市役所から交付された証書類

※手続きにより、上記以外にもお持ちいただくものがあります。

市役所での手続き

保険・年金・医療

国民健康保険

1 ☐ 国民健康保険資格確認書の返却

国民健康保険に加入していた方の証書を返却してください。
※病院の支払い手続き終了後、ご持参ください。
※亡くなられた方が世帯主の場合には世帯員の保険証の再発行が必要になります。

窓口： 1階13番

担当： 保険年金課 資格課税担当

電話： 620-7236

期限： お早めに

【手続きに必要なもの】

☐ 国民健康保険資格確認書

☐ 国民健康保険高齢受給者証(70歳から74歳の方)

2 ☐ 国民健康保険葬祭費の支給

国民健康保険に加入していた方の葬儀を執り行った方の申請により、葬祭費を支給します。
※来庁する方は、代理人でも手続きできます。

窓口： 1階12番

担当： 保険年金課 給付担当

電話： 620-7235

期限： 葬儀を行った日の翌日から
2年間

【手続きに必要なもの】

☐ 葬儀を執り行ったことがわかるもの

(葬儀の際の領収書又は会葬礼状など)

☐ 振込先口座のわかるもの(金融機関の通帳など)



※オンライン申請はこちらから

後期高齢者医療制度

3 ☐ 後期高齢者医療資格確認書の返却

後期高齢者医療保険に加入していた方の証書を返却してください。
※病院の支払い手続き終了後ご持参ください。

【手続きに必要なもの】

- ☐ 後期高齢者医療資格確認書

窓口： 1階11番

担当： 保険年金課

後期高齢者医療担当

電話： 620-7364

期限： お早めに

4 ☐ 後期高齢者医療葬祭費の支給

後期高齢者医療保険に加入していた方の葬儀を執り行った方の申請により、葬祭費を支給します。
※来庁する方は、代理人でも可能です。

【手続きに必要なもの】

- ☐ 葬儀を執り行ったことがわかるもの
（葬儀の際の領収書又は会葬礼状など）
☐ 振込先口座のわかるもの（金融機関の通帳など）

窓口： 1階11番

担当： 保険年金課

後期高齢者医療担当

電話： 620-7364

期限： 葬儀を行った日の翌日から
2年間



※オンライン申請はこちらから

5 ☐ 後期高齢者医療に関する送付物の送付先変更

今後、亡くなられた方に関する通知類の送付先を変更する必要がある場合には、手続きをしてください。

【手続きに必要なもの】

- ☐ 後期高齢者医療資格確認書
☐ 申請者の本人確認書類

窓口： 1階11番

担当： 保険年金課

後期高齢者医療担当

電話： 620-7364

期限： お早めに

年金

6 ☐ 未支給年金

年金を受けている方が亡くなられた場合に、まだ受け取っていない年金や、亡くなられた日より後に振込まれた年金のうち、亡くなられた月分までの年金を未支給年金として、その方と生計を同じくしていたご遺族が受け取ることができます。

※老齢・遺族厚生年金の手続先は**日本年金機構（年金事務所）**です。（年金事務所の場所等は、34ページをご覧ください。）

窓口： 1階10番

担当： 保険年金課 国民年金担当

電話： 620-7238

期限： 亡くなられた方の年金支払日の翌月1日から5年以内
(お早めに)

【手続きに必要なもの】

☐ 全部・個人事項証明書[戸籍謄抄本]

又は法定相続情報一覧図（亡くなられた方との関係がわかるもの）

☐ 請求者の世帯全員の住民票

☐ 亡くなられた方の住民票除票

☐ 生計同一申立書（亡くなられた方と別世帯のとき）

☐ 亡くなられた方の年金証書

☐ 請求者の預金通帳（コピー可）

※上記以外にも書類が必要になる場合があります

7 ☐ 寡婦年金

国民年金の第1号被保険者として年金を納めた期間及び免除(猶予)期間が10年以上ある夫が亡くなったときに、その夫と10年以上継続して婚姻関係(事実婚含む)にあり、死亡当時にその夫に生計を維持されていた妻に対して、その妻が60歳から65歳になるまでの間支給されます。

※亡くなった夫が老齢基礎年金・障害基礎年金を受けたことがあるときは支給されません。

窓口： 1階10番

担当： 保険年金課 国民年金担当

電話： 620-7238

期限： なし

【手続きに必要なもの】

☐ 全部・個人事項証明書[戸籍謄抄本]（亡くなられた方との関係がわかるもの）

☐ 請求者の世帯全員の住民票

☐ 亡くなられた方の住民票除票

☐ 生計同一申立書（亡くなられた方と別世帯のとき）

☐ 亡くなられた方の年金証書、年金手帳、基礎年金番号通知書など

☐ 請求者の預金通帳（コピー可）

☐ 請求者の最新の（非）課税証明書、又は源泉徴収票など

☐ 死亡診断書（記載事項証明書）のコピー

※上記以外にも書類が必要になる場合があります

8 □ 遺族基礎年金

国民年金加入中の方や老齢基礎年金の受給資格がある方が亡くなられたときに、その方によって生計を維持されていた「子のある妻(夫)」又は「子」に子が18歳に達する年度末まで支給されます。

窓口： 1階10番

担当： 保険年金課 国民年金担当

電話： 620-7238

期限： 亡くなられた日の翌日から
5年以内(お早めに)

【手続きに必要なもの】

☐ 全部・個人事項証明書[戸籍謄抄本]

又は法定相続情報一覧図(亡くなられた方との関係がわかるもの)

☐ 請求者の世帯全員の住民票

☐ 亡くなられた方の住民票除票

☐ 請求者の(非)課税証明書(死亡当時の当該年度)

☐ 義務教育後の子の場合是在学証明書又は学生証など

☐ 死亡診断書(死亡記載事項証明書)のコピー

☐ 亡くなられた方の年金証書、年金手帳、基礎年金番号通知書など

☐ 生計同一申立書(亡くなられた方と別世帯のとき)

☐ 請求者の預金通帳(コピー可)

9 □ 死亡一時金

亡くなられた方が3年以上国民年金を納付し、年金を受けていない場合、生計を同じくしていたご遺族に支給されます。

窓口： 1階10番

担当： 保険年金課 国民年金担当

電話： 620-7238

期限： 亡くなられた日の翌日から
2年以内(お早めに)

【手続きに必要なもの】

☐ 全部・個人事項証明書[戸籍謄抄本]

又は法定相続情報一覧図(亡くなられた方との関係がわかるもの)

☐ 請求者の世帯全員の住民票

☐ 亡くなられた方の住民票除票

☐ 亡くなられた方の年金手帳、基礎年金番号通知書など

☐ 生計同一申立書(亡くなられた方と別世帯のとき)

☐ 請求者の預金通帳(コピー可)

難病医療

10 ☐ 特定医療費（指定難病）受給者証の返却

特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちだった方の
の証書を返却してください。

【手続きに必要なもの】 担当： 保健対策課保健対策担当

□ 指定難病受給者証 ・ 健康医療政策課

窓口：保健所（保健対策課）

もしくは本庁舎1階15番

(健康医療政策課)

担当：保健対策課保健対策担当

- ・健康医療政策課

電話： 645-5162・620-7292

期限： すみやかに

11 ☐ 東京都難病医療費等助成制度医療券(都)の返却

東京都難病医療費等助成制度医療券(都)をお持ち
だった方の医療券を返却してください。

【手続きに必要なもの】 担当： 保健対策課保健対策担当

□ 東京都難病医療費等助成制度医療券(都) ・ 健康医療政策課

窓口：保健所（保健対策課）

もしくは本庁舎1階15番

(健康医療政策課)

担当：保健対策課保健対策担当

- ・健康医療政策課

電話： 645-5162・620-7292

期限： すみやかに

~memo~

介護・高齢・障害

介護保険

1 ☐ 介護保険被保険者証の返却

介護保険被保険者証をお持ちだった方の証書を返却してください。

【手続きに必要なもの】

☐ 介護保険被保険者証

窓口： 1階20番

担当： 高齢者福祉課

電話： 620-7420

期限： お早めに

2 ☐ 介護保険負担割合証の返却

介護保険負担割合証をお持ちだった方の証書を返却してください。

【手続きに必要なもの】

☐ 介護保険負担割合証

窓口： 1階20番

担当： 高齢者福祉課

電話： 620-7420

期限： お早めに

3 ☐ 介護保険各種減免認定証の返却

介護保険各種減免認定証をお持ちだった方の証書を返却してください。

【手続きに必要なもの】

☐ 介護保険負担限度額認定証

☐ 介護保険利用者負担額減額・免除認定証

☐ 生計困難者等に対する利用者負担額軽減確認証

窓口： 1階20番

担当： 高齢者福祉課

電話： 620-7420

期限： お早めに

4 ☐ 要介護認定申請等の取下げ

要介護・要支援の認定申請等を申請中の場合、認定申請取下げの手続きをしてください。

【手続きに必要なもの】

☐ 提出者の印鑑

窓口： 1階20番

担当： 高齢者福祉課

介護認定担当

電話： 620-7414

期限： お早めに

5

- ①過去に支給歴がなく、支給の見込みがある場合は、申請してください。
- ②過去に支給歴があり、今後も支給の見込みがある場合は、受領者変更手続きをしてください。

☐ 相続人代表者の振込先口座のわかるもの(金融機関の通帳など)

期限： お問い合わせください

6

- ①過去に支給歴がなく、支給の見込みがある場合は、申請してください。
- ②過去に支給歴があり、今後も支給の見込みがある場合は、受領者変更手続きをしてください。

☐ 相続人代表者の振込先口座のわかるもの（金融機関の通帳など）

期限： お問い合わせください

[illegible]

高齢者福祉

7 ☐ 高齢者福祉電話の解約など

高齢者福祉電話を設置していた場合は、機器返却の手続きがあります。右記担当へ連絡してください。

【手続きに必要なもの】

☐ なし

窓口： 1階20番

担当： 高齢者福祉課

電話： 620-7420

期限： お早めに

8 ☐ 救急通報システムの解約など

救急通報システムを利用していた場合は、親族等の立ち会いのもと業者が機器を取り外します。機器撤去の立ち会いができる方を、右記担当へ連絡してください。

【手続きに必要なもの】

☐ なし

窓口： 1階20番

担当： 高齢者福祉課

電話： 620-7420

期限： お早めに

9 ☐ 認知症高齢者探索機器の返却

認知症高齢者探索機器の貸与を受けていた場合は、機器返却の手続きがあります。右記担当へ連絡してください。

【手続きに必要なもの】

☐ なし

窓口： 1階20番

担当： 高齢者福祉課

電話： 620-7420

期限： お早めに

10 ☐ 在宅おむつの給付停止

おむつの給付を受けていた場合は、直接配達業者へ配達不要の連絡をしてください。

【手続きに必要なもの】

☐ なし

窓口： 1階20番

担当： 高齢者福祉課

電話： 620-7420

期限： お早めに

障害者福祉

11 ☐ 身体障害者手帳の返却

身体障害者手帳をお持ちだった方の手帳を返却してください。

【手続きに必要なもの】

- ☐ 身体障害者手帳
- ☐ 来庁者の本人確認書類

窓口： 1階21番

担当： 障害者福祉課 手帳担当

電話： 620-7245

期限： すみやかに

12 ☐ 愛の手帳の返却

愛の手帳をお持ちだった方の手帳を返却してください。

【手続きに必要なもの】

- ☐ 愛の手帳
- ☐ 来庁者の本人確認書類

窓口： 1階21番

担当： 障害者福祉課 手帳担当

電話： 620-7245

期限： すみやかに

13 ☐ 精神障害者保健福祉手帳の返却

精神障害者保健福祉手帳をお持ちだった方の手帳を返却してください。

【手続きに必要なもの】

- ☐ 精神障害者保健福祉手帳
- ☐ 来庁者の本人確認書類

窓口： 1階21番

担当： 障害者福祉課

福祉・自立支援医療担当

電話： 620-7245

期限： すみやかに

14 ☐ 自立支援医療受給者証（精神通院）の返却

自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちだった方の受給者証を返却してください。

【手続きに必要なもの】

- ☐ 自立支援医療受給者証（精神通院）
- ☐ 来庁者の本人確認書類

窓口： 1階21番

担当： 障害者福祉課

福祉・自立支援医療担当

電話： 620-7245

期限： すみやかに

15	☐ 心身障害者福祉手当未支払請求 心身障害者福祉手当を受けていた方で、死亡当時同世帯に親族等がいて、まだ受け取っていない手当がある場合は請求ができます。 【手続きに必要なもの】 ☐ 請求者の印鑑 ☐ 請求者の振込先口座のわかるもの(金融機関の通帳など) ☐ 全部事項証明書[戸籍謄本] (亡くなられた方と請求者が同住所別世帯の場合)	窓口： 1階21番 担当： 障害者福祉課 福祉・自立支援医療担当 電話： 620-7245 期限： すみやかに
16	☐ 特別障害者手当未支払請求 特別障害者手当を受けていた方で、死亡当時同世帯に親族等がいて、まだ受け取っていない手当がある場合は請求ができます。 【手続きに必要なもの】 ☐ 請求者の印鑑 ☐ 請求者の振込先口座のわかるもの(金融機関の通帳など) ☐ 全部事項証明書[戸籍謄本] (亡くなられた方と請求者が同住所別世帯の場合)	窓口： 1階21番 担当： 障害者福祉課 福祉・自立支援医療担当 電話： 620-7245 期限： すみやかに
17	☐ 障害児福祉手当未支払請求 障害児福祉手当を受けていた方で、死亡当時同世帯に親族等がいて、まだ受け取っていない手当がある場合は請求ができます。 【手続きに必要なもの】 ☐ 請求者の印鑑 ☐ 請求者の振込先口座のわかるもの(金融機関の通帳など) ☐ 全部事項証明書[戸籍謄本] (亡くなられた方と請求者が同住所別世帯の場合)	窓口： 1階21番 担当： 障害者福祉課 福祉・自立支援医療担当 電話： 620-7245 期限： すみやかに
18	☐ 経過的福祉手当未支払請求 経過的福祉手当を受けていた方で、死亡当時同世帯に親族等がいて、まだ受け取っていない手当がある場合は請求ができます。 【手続きに必要なもの】 ☐ 請求者の印鑑 ☐ 請求者の振込先口座のわかるもの(金融機関の通帳など) ☐ 全部事項証明書[戸籍謄本] (亡くなられた方と請求者が同住所別世帯の場合)	窓口： 1階21番 担当： 障害者福祉課 福祉・自立支援医療担当 電話： 620-7245 期限： すみやかに

19	☐ 重度心身障害者手当 死亡の届出 重度心身障害者手当を受けていた方の手続きをしてください。 【手続きに必要なもの】 ☐ 来庁者の印鑑	窓口： 1階21番 担当： 障害者福祉課 福祉・自立支援医療担当 電話： 620-7245 期限： すみやかに
20	☐ 重度心身障害者手当未支払請求 重度心身障害者手当を受けていた方で、死亡当時日常的に介護をされている方がいて、まだ受け取っていない手当がある場合は請求ができます。 【手続きに必要なもの】 ☐ 請求者の印鑑 ☐ 請求者の振込先口座のわかるもの(金融機関の通帳など) ☐ 全部事項証明書[戸籍謄本] (亡くなられた方と請求者が同住所別世帯の場合)	窓口： 1階21番 担当： 障害者福祉課 福祉・自立支援医療担当 電話： 620-7245 期限： すみやかに
21	☐ 特別児童扶養手当資格喪失の届出 特別児童扶養手当を受けていた方の手続きをしてください。 【手続きに必要なもの】 ☐ なし	窓口： 1階21番 担当： 障害者福祉課 福祉・自立支援医療担当 電話： 620-7245 期限： すみやかに
22	☐ 特別児童扶養手当未支払請求 特別児童扶養手当を受けていた方で、死亡当時同世帯に親族等がいて、まだ受け取っていない手当がある場合は請求ができます。 【手続きに必要なもの】 ☐ 請求者の振込先口座のわかるもの (金融機関の通帳など)	窓口： 1階21番 担当： 障害者福祉課 福祉・自立支援医療担当 電話： 620-7245 期限： すみやかに
23	☐ 特定疾病患者福祉手当未支払請求 特定疾病患者福祉手当を受けていた方で、死亡当時同世帯に親族等がいて、まだ受け取っていない手当がある場合は請求ができます。 【手続きに必要なもの】 ☐ 請求者の印鑑 ☐ 請求者の振込先口座のわかるもの(金融機関の通帳など) ☐ 全部事項証明書[戸籍謄本] (亡くなられた方と請求者が同住所別世帯の場合)	窓口： 1階21番 担当： 障害者福祉課 福祉・自立支援医療担当 電話： 620-7245 期限： すみやかに

24	☐ 心身障害者医療費助成受給者証(障)の返却 心身障害者医療費助成受給者証(障)を利用していた方の受給者証を返却してください。 【手続きに必要なもの】 ☐ 心身障害者医療費助成受給者証(障)	窓口： 1階21番 担当： 障害者福祉課 福祉・自立支援医療担当 電話： 620-7245 期限： すみやかに
25	☐ 心身障害者医療費助成の還付申請 心身障害者医療費助成受給者証をお持ちの方で、保険診療分の医療費を自己負担していた場合は、申請できます。 【手続きに必要なもの】 ☐ 相続人の振込先口座のわかるもの (金融機関の通帳など) ☐ 保険診療分の医療費の領収書 ☐ 全部事項証明書[戸籍謄本] (必要な場合があります。)	窓口： 1階21番 担当： 障害者福祉課 福祉・自立支援医療担当 電話： 620-7245 期限： すみやかに
26	☐ タクシー・ガソリン費助成券の返却 タクシー・ガソリン費助成券をお持ちだった方の助成券を返却してください。 【手続きに必要なもの】 ☐ タクシー・ガソリン費助成券	窓口： 1階21番 担当： 障害者福祉課 福祉・自立支援医療担当 電話： 620-7245 期限： すみやかに
27	☐ はり・きゅう・マッサージ助成券の返却 はり・きゅう・マッサージ助成券をお持ちだった方の助成券を返却してください。 【手続きに必要なもの】 ☐ はり・きゅう・マッサージ助成券	窓口： 1階21番 担当： 障害者福祉課 福祉・自立支援医療担当 電話： 620-7245 期限： すみやかに
28	☐ 都営交通無料乗車券の返却 都営交通無料乗車券をお持ちだった方の乗車券を返却してください。 【手続きに必要なもの】 ☐ 都営交通無料乗車券	窓口： 1階21番 担当： 障害者福祉課 福祉・自立支援医療担当 電話： 620-7245 期限： すみやかに

29	☐ 民営バス介護人割引証の返却 民営バス介護人割引証をお持ちだった方の証書を返却してください。 【手続きに必要なもの】 ☐ 民営バス介護人割引証	窓口： 1階21番 担当： 障害者福祉課 福祉・自立支援医療担当 電話： 620-7245 期限： すみやかに
30	☐ 有料道路障害者割引ETC利用登録の削除 有料道路障害者割引ETC利用登録していた方の登録削除の手続きをしてください。 【手続きに必要なもの】 ☐ なし	窓口： 1階21番 担当： 障害者福祉課 福祉・自立支援医療担当 電話： 620-7245 期限： すみやかに
31	☐ NHK放送受信料減免の消滅 NHK放送受信料減免を受けていた方の消滅の手続きをしてください。 【手続きに必要なもの】 ☐ 契約者の印鑑	窓口： 1階21番 担当： 障害者福祉課 福祉・自立支援医療担当 電話： 620-7245 期限： すみやかに
32	☐ 心身障害者扶養共済の死亡届 扶養共済に加入していた方の手続きをしてください。 【手続きに必要なもの】 ☐ 亡くなられた方の住民票除票 ☐ 加入証書	窓口： 1階21番 担当： 障害者福祉課 福祉・自立支援医療担当 電話： 620-7245 期限： すみやかに
33	☐ 心身障害者扶養共済の弔慰金給付申請 扶養共済に加入していた場合は、保護者の方に弔慰金が給付されます。 【手続きに必要なもの】 ☐ 加入していた方の住民票 ☐ 亡くなられた方の住民票除票 ☐ 加入証書	窓口： 1階21番 担当： 障害者福祉課 福祉・自立支援医療担当 電話： 620-7245 期限： すみやかに

34	☐ 心身障害者の扶養年金 葬祭料の申請 扶養年金に加入していた方の葬祭料が支給されます。 【手続きに必要なもの】 ☐ 住民票除票、全部事項証明書[戸籍謄本]など (亡くなったことが証明できるもの) ☐ 加入証書	窓口： 1階21番 担当： 障害者福祉課 福祉・自立支援医療担当 電話： 620-7245 期限： すみやかに
35	☐ 障害福祉サービス受給者証等の返却 障害福祉サービス受給者証等をお持ちだった方の証書等を返却してください。 【手続きに必要なもの】 ☐ 障害福祉サービス受給者証・ 地域生活支援事業等受給者証・児童通所受給者証	窓口： 1階21番 担当： 障害者福祉課 援護(ワーカー)担当 電話： 620-7367 期限： すみやかに
36	☐ 補装具の申請取下げ 補装具※の支給を申請中の方は、取下げの手続きをしてください。 ※車いす、義肢、装具、義眼、補聴器他 【手続きに必要なもの】 ☐ なし	窓口： 1階21番 担当： 障害者福祉課 援護(事務)担当 電話： 620-7366 期限： すみやかに
37	☐ 補装具の支給決定辞退 補装具の支給決定を受け、補装具費支給券をお持ちの場合は、辞退の手続きをしてください。 【手続きに必要なもの】 ☐ 補装具費支給券	窓口： 1階21番 担当： 障害者福祉課 援護(事務)担当 電話： 620-7366 期限： すみやかに
38	☐ 日常生活用具の給付決定辞退 日常生活用具の給付決定を受け、日常生活用具給付券をお持ちの場合は、辞退の手続きをしてください。 【手続きに必要なもの】 ☐ 日常生活用具給付券	窓口： 1階21番 担当： 障害者福祉課 援護(事務)担当 電話： 620-7366 期限： すみやかに

39	☐ 日常生活用具（継続用具(紙おむつ・ストーマ用装具)）の給付決定辞退 日常生活用具（継続用具）支給決定を受け、日常生活用具（継続用具）給付券をお持ちの場合は、辞退の手続きをしてください。 【手続きに必要なもの】 ☐ 日常生活用具（継続用具）給付券	窓口： 1階21番 担当： 障害者福祉課 援護(事務)担当 電話： 620-7366 期限： すみやかに
40	☐ 日常生活用具（福祉電話）の廃止 日常生活用具（福祉電話）を使用していた方の廃止の手続きをしてください。 【手続きに必要なもの】 ☐ なし	窓口： 1階21番 担当： 障害者福祉課 援護(事務)担当 電話： 620-7366 期限： すみやかに
41	☐ 更生医療（給付）支給認定の廃止 更生医療（給付）支給認定をしていた方の廃止の手続きをしてください。 【手続きに必要なもの】 ☐ 自立支援医療受給者証	窓口： 1階21番 担当： 障害者福祉課 援護(事務)担当 電話： 620-7366 期限： すみやかに
42	☐ 中等度難聴児発達支援の決定取下げ 中等度難聴児発達支援決定を受けていた方の取下げ手続きをしてください。 【手続きに必要なもの】 ☐ 中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費支給券	窓口： 1階21番 担当： 障害者福祉課 援護(事務)担当 電話： 620-7366 期限： すみやかに
43	☐ 八王子市在宅心身障害者緊急一時保護利用登録の辞退 八王子市在宅心身障害者緊急一時保護利用登録をしていた方の辞退の手続きをしてください。 【手続きに必要なもの】 ☐ なし	窓口： 1階21番 担当： 障害者福祉課 支払担当 電話： 620-7479 期限： すみやかに

44	☐ 八王子市在宅心身障害者緊急一時保護介護人登録の辞退 八王子市在宅心身障害者緊急一時保護介護人登録をしていた方の辞退の手続きをしてください。 【手続きに必要なもの】 ☐ なし	窓口： 1階21番 担当： 障害者福祉課 支払担当 電話： 620-7479 期限： すみやかに
45	☐ 八王子市心身障害者（児）緊急一時保護利用登録の辞退 八王子市心身障害者（児）緊急一時保護利用登録をしていた方の辞退の手続きをしてください。 【手続きに必要なもの】 ☐ 保護者の印鑑	窓口： 1階21番 担当： 障害者福祉課 支払担当 電話： 620-7479 期限： すみやかに
46	☐ 重度脳性麻痺者介護人派遣の介護人派遣資格認定登録取消し 重度脳性麻痺者介護人派遣の介護人派遣資格認定登録をしていた方の取消し手続きをしてください。 【手続きに必要なもの】 ☐ 来庁者の印鑑	窓口： 1階21番 担当： 障害者福祉課 援護(事務)担当 電話： 620-7366 期限： すみやかに
47	☐ 重度脳性麻痺者介護人派遣の介護人登録同意取消し 重度脳性麻痺者介護人派遣の介護人登録同意をしていた方の取消し手続きをしてください。 【手続きに必要なもの】 ☐ 来庁者の印鑑	窓口： 1階21番 担当： 障害者福祉課 援護(事務)担当 電話： 620-7366 期限： すみやかに
48	☐ 訪問入浴の利用辞退 巡回入浴を利用していた方の辞退の手続きをしてください。 【手続きに必要なもの】 ☐ なし	窓口： 1階21番 担当： 障害者福祉課 援護(事務)担当 電話： 620-7366 期限： すみやかに

49	☐ 在宅レスパイトの利用登録辞退	
	在宅レスパイト利用登録をしていた方は辞退の手続きをしてください。 【手続きに必要なもの】 ☐ なし	窓口： 1階21番 担当： 障害者福祉課 援護(事務)担当 電話： 620-7366 期限： すみやかに
50	☐ 身体障害者知的障害者グループホーム家賃助成の承認内容変更	
	身体障害者知的障害者グループホーム家賃助成を受けていた方の変更手続きをしてください。 【手続きに必要なもの】 ☐ なし	窓口： 1階21番 担当： 障害者福祉課 援護(事務)担当 電話： 620-7366 期限： すみやかに

期限： すみやかに

50	☐ 身体障害者知的障害者グループホーム家賃助成の承認内容変更	
	身体障害者知的障害者グループホーム家賃助成を受けていた方の変更手続きをしてください。	窓口： 1階21番 担当： 障害者福祉課 援護(事務)担当
	【手続きに必要なもの】	電話： 620-7366
	☐ なし	期限： すみやかに

期限： すみやかに

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

税金

市民税・都民税

1 ☐ 市民税・都民税相続人代表者届出

納めていただく市民税・都民税がある場合、亡くなられた方に代わって納税通知書などを受け取る相続人代表者の届出をしてください。

【手続きに必要なもの】

☐ 相続人代表者の本人確認書類

窓口： 2階3番

担当： 住民税課 普通徴収担当

電話： 620-7219

期限： お早めに



※オンライン申請はこちらから

2 ☐ 市民税・都民税口座振替廃止

亡くなられた方名義の口座の登録がある方は、廃止手続きをしてください。

【手続きに必要なもの】

☐ 届出者の本人確認書類

窓口： 2階9番

担当： 収納課

電話： 620-7225

期限： お早めに



※オンライン申請はこちらから

国民健康保険税

3 ☐ 国民健康保険税口座振替廃止

亡くなられた方名義の口座の登録がある方は、廃止手続きをしてください。

【手続きに必要なもの】

☐ 届出者の本人確認書類

窓口： 2階9番

担当： 収納課

電話： 620-7225

期限： お早めに



※オンライン申請はこちらから

固定資産税・都市計画税

4 ☐ 固定資産税・都市計画税相続人代表者（兼現所有者）届出

市内に固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有していた場合、亡くなられた方に代わって納税通知書などを受け取る相続人代表者（兼現所有者）の届出をしてください。

【手続きに必要なもの】

☐ 相続人代表者（兼現所有者）の本人確認書類

窓口： 2階6番

担当： 資産税課 庶務担当

電話： 620-7251

期限： お早めに



※オンライン申請はこちらから

5 ☐ 未登記家屋の所有者（納税義務者）変更

市内に未登記の家屋を所有していた場合、所有者の変更手続きをしてください。

【手続きに必要なもの】

☐ 必要書類などの詳細は、お問い合わせください

窓口： 2階6番

担当： 資産税課 家屋担当

電話： 620-7356

期限： お早めに

6 ☐ 固定資産税・都市計画税口座振替廃止

亡くなられた方名義の口座の登録がある方は、廃止手続きをしてください。

【手続きに必要なもの】

☐ 届出者の本人確認書類

窓口： 2階9番

担当： 収納課

電話： 620-7225

期限： お早めに



※オンライン申請はこちらから

軽自動車税	
-------	--

7 ☐ 軽自動車税廃車申告及び名義変更（原付バイク・小型特殊自動車）

納税義務者となっていた方の原付バイク・小型特殊
自動車の廃車手続きをしてください。

【手続きに必要なもの】 窓口： 2階2番

- ☐ ナンバープレート
 担当： 住民税課 軽自動車税担当
☐ 届出者の本人確認書類
 電話： 620-7353

窓口： 2階2番

担当： 住民税課 軽自動車税担当

電話： 620-7353

期限： 納税義務者が亡くなった日
から30日以内

8 ☐ 軽自動車税口座振替廃止

亡くなられた方名義の口座の登録がある方は、廃止
手続きをしてください。

担当： 収納課
電話： 620-7225

【手続きに必要なもの】 回 93 回

- ☐
- 届出者の本人確認書類
- 

窓口： 2階9番

担当： 収納課

電話： 620-7225

期限： お早めに



※オンライン申請はこちらから

～memo～

子ども・保育・学童

子ども 手当関係

1 ☐ 未払請求の手続き

児童手当・児童扶養手当・児童育成手当を受けていて、まだ受け取っていない手当がある方は、手続きをしてください。

【手続きに必要なもの】

☐ 子ども（手当の対象者）名義の振込先口座のわかるもの（金融機関の通帳など）

窓口： 4階1番

担当： 子育て支援課 手当・医療証担当

電話： 620-7368

期限： 本来支払うべきだった日の翌日から2年以内

2 ☐ 児童手当・医療費助成受給者の切り替え

手当を受けていた場合は、配偶者などへ受給者を切り替える手続きをしてください。

【手続きに必要なもの】

☐ 申請者の振込先口座のわかるもの（金融機関の通帳など）

窓口： 4階1番

担当： 子育て支援課 手当・医療証担当

電話： 620-7368

期限： 死亡日の翌日から原則として15日以内



※オンライン申請はこちらから

3 ☐ ひとり親手当関連の申請

配偶者が亡くなられたことにより、ひとり親手当の対象となった方は、手続きをしてください。
※所得等により該当しない場合があります。

【手続きに必要なもの】

☐ 申請者及び児童の戸籍謄本

☐ 申請者の振込先口座のわかるもの（金融機関の通帳など）

窓口： 4階1番

担当： 子育て支援課 手当・医療証担当

電話： 620-7368

期限： 死亡日の翌日から原則として15日以内

保育施設

4 ☐ 家庭状況の変更

保育施設を利用していた園児または保護者が亡くなった場合や、保育施設の入園申込をしている場合は、手続きをしてください。

【手続きに必要なもの】

☐ なし

窓口： 4階2番

担当： 保育幼稚園課 入所・徴収担当

電話： 620-7369・620-7247

期限： お早めに

5 ☐ 園児保護者負担軽減給付費の変更

私立幼稚園に在園している園児の保護者が亡くなった場合は、手続きをしてください。

【手続きに必要なもの】

☐ なし

窓口： 4階2番

担当： 保育幼稚園課 給付担当

電話： 620-7248

期限： お早めに

学童

6 ☐ 学童保育所の退所

学童保育所に通う児童が亡くなった場合は、手続きをしてください。

【手続きに必要なもの】

☐ なし

窓口： 7階

担当： 放課後児童支援課
学童保育所担当

電話： 620-7246

期限： お早めに

7 ☐ 学童保育所登録事項の変更

学童保育所に通う児童の保護者が亡くなった場合は、手続きをしてください。

【手続きに必要なもの】

☐ なし

窓口： 7階

担当： 放課後児童支援課
学童保育所担当

電話： 620-7246

期限： お早めに



8	☐ 学童保育所保育料の口座振替 学童保育料の納付をしている口座の名義人が亡くな られた場合は、手続きをしてください。 ※口座振替により支払いしている方のみのお手続き です。 【手続きに必要なもの】 ☐ なし	窓口： 7階 担当： 放課後児童支援課 学童保育所担当 電話： 620-7246 期限： お早めに
9	☐ 学童保育所保育料の免除 保護者が亡くなったことにより、世帯所得が下が り学童保育料が免除となる場合は、手続きをしてく ださい。 ※免除要件に該当する方のみのお手続きです。 【手続きに必要なもの】 ☐ なし	窓口： 7階 担当： 放課後児童支援課 学童保育所担当 電話： 620-7246 期限： すみやかに（申請した月の 分から対象になります） ※オンライン申請はこちらから

学校

10	☐ 就学援助の申請 保護者等が亡くなったことにより経済的にお困り の場合には、小・中・義務教育学校の学用品等の費 用を援助します（所得制限あり）。 ※すでに就学援助を受けている方でも申請者が変更 となる場合には、手続きをしてください。 ※原則、申請日を基準に認定日を決定します。認定 日以降の費用が、援助対象です。 ☐ 申請者の印鑑又は本人確認書類（免許証など） ☐ 申請者の振込先口座のわかるもの（金融機関の通帳など）	窓口： 7階 担当： 教育指導課 学事担当 電話： 620-7339 期限： すみやかに
-----------	--	--

その他

印鑑登録証

1

【手続きに必要なもの】

☐ 印鑑登録証

担当： 市民課 窓口・郵送担当

期限： なし

マイナンバーカード・通知カード

2

【手続きに必要なもの】

☐ マイナンバーカード・通知カード

担当： 市民課 窓口・郵送担当

期限： なし

[illegible]

住宅

3 ☐ 市営住宅入居承継申請

家族と市営住宅にお住まいで、かつ、名義人であった場合、名義人変更の手続きをしてください。
※名義人変更については諸条件がありますので、必ず事前にお問い合わせ願います。

窓口： 5階

担当： 住宅支援課 市営住宅担当

電話： 620-7385

期限： 亡くなった日から2週間以内

【手続きに必要なもの】

- ☐ 死亡届の写し
- ☐ 来庁者の本人確認書類
- ☐ 申請者の実印(印鑑登録をしている印鑑)
- ☐ 申請者の印鑑証明書
- ☐ そのほか諸条件により必要な書類

4 ☐ 市営住宅返還

単身で市営住宅にお住まいであった場合は、住宅返還の手続きをしてください。
返還に伴い、保証金の還付や未納家賃等の清算をする場合があります。

窓口： 5階

担当： 住宅支援課 市営住宅担当

電話： 620-7385

期限： 亡くなった日から2週間以内

【手続きに必要なもの】

- ☐ 死亡届の写し
- ☐ 来庁者の本人確認書類
- ☐ 入居者と相続人との関係がわかる書類(戸籍全部事項証明など)
- ☐ 相続人(代表者)の振込先口座がわかるもの(金融機関の通帳など)
- ☐ 相続人(代表者)の印鑑

5 ☐ 市営住宅世帯員変更

家族と市営住宅にお住まいであった場合は、世帯員変更の手続きをしてください。

窓口： 5階

担当： 住宅支援課 市営住宅担当

電話： 620-7385

期限： 亡くなった日から2週間以内

【手続きに必要なもの】

- ☐ 死亡届の写し

～memo～

6 □ 相続した実家等（空き家）の売却に関わる税の控除申請

居住者の死亡により空き家となった住まい（昭和56年5月31日以前に建築された家屋）について、相続人がその家屋または敷地を譲渡した場合は、譲渡所得から最大3,000万円まで控除を受けられます。そのためには、市が発行する「被相続人居住用家屋等確認書」の発行申請が必要です。
※耐震改修工事または取壊しをした場合に限りです。

窓口： 5階
担当： 住宅支援課 民間住宅担当
電話： 620-7260
期限： 相続日から起算して3年を経過する日の属する年の12月31日まで

【手続きに必要なもの】

- ☐ 亡くなられた方の住民票除票
- ☐ 相続人全員の住民票
- ☐ 売買契約書のコピー
- ☐ 登記事項証明書
- ☐ 空き家であることが確認できる書類
(電気・水道・ガスの使用中止日が確認できる書類など)

※上記以外にも書類が必要になる場合があります。詳細はお問い合わせください。

犬の登録

7 □ 飼い犬の登録事項変更届

犬の飼い主が亡くなった場合、新たに飼い主となる方は、飼い犬の登録事項変更手続きをしてください。

※新たな飼い主となる方が、市外の方の場合は、当該区市町村でのお手続きとなります。

【手続きに必要なもの】

- ☐ なし

※犬の登録番号や以前の飼い主の情報がわかると、手続きがスムーズです。

窓口： 保健所（生活衛生課）
本庁舎1階15番（健康医療政策課）
担当： 生活衛生課 動物衛生担当
電話： 645-5113
期限： 飼い主が亡くなってから30日以内



※オンライン申請はこちらから

畜舎・家禽舎の管理内容変更

8 □ 動物の飼養又は収容記載事項変更届

畜舎又は家禽舎の設置をしていた場合、設置物を引き継いだ方は手続きをしてください。

【手続きに必要なもの】

- ☐ なし

窓口： 保健所
担当： 生活衛生課 動物衛生担当
電話： 645-5113
期限： 設置者が亡くなってから10日以内

市営霊園

9 ☐ 市霊園承継使用申請

区画墓地使用者であった場合、使用者の地位を承継する方は手続きをしてください。

窓口： 斎場霊園事務所

担当： 霊園担当

電話： 664-5973

期限： すみやかに

【手続きに必要なもの】

- ☐ 承継者（新しく使用者となる方）の現在の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
- ☐ 前使用者が亡くなったことが確認できる戸籍（除籍）全部事項証明書（戸籍謄本または除籍謄本）
- ☐ 承継者と前使用者との続柄が確認できる戸籍の証明書（戸籍全部事項証明書、改製原戸籍謄本など）
- ☐ 承継者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）の写し、または住民票の写し
- ☐ 保証人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）の写し、または住民票の写し ※保証人が八王子市在住の場合は不要です。
- ☐ 使用券再交付手数料300円
- ☐ レターパックライト（430円）（使用券郵送の場合）



※オンライン申請はこちらから

下水道（東京都水道局以外の方）

- | | | |
|----|--|---|
| 10 | ☐ 下水道使用者の変更

下水道を使用していた方の相続の方が継承する場合、手続きをしてください。

【手続きに必要なもの】
☐ なし | 窓口： 北野衛生処理センター2階
担当： 下水道課
使用料・負担金担当
電話： 649-2151
期限： 使用者が亡くなってから7日以内 |
| 11 | ☐ 下水道使用料障害者減免の変更

亡くなられた障がい者の方と同居していた方がいる場合は、変更手続きをしてください。

【手続きに必要なもの】
☐ なし | 窓口： 北野衛生処理センター2階
担当： 下水道課
使用料・負担金担当
電話： 649-2151
期限： お早めに |
| 12 | ☐ 定量で使用料金の認定を行っている井戸使用者の人数変更

亡くなられた方と同居していた方がいる場合は、変更手続きをしてください。

【手続きに必要なもの】
☐ なし | 窓口： 北野衛生処理センター2階
担当： 下水道課
使用料・負担金担当
電話： 649-2151
期限： お早めに |
| 13 | ☐ 下水道事業受益者の変更

新たに受益者となる方は、変更手続きをしてください。

【手続きに必要なもの】
☐ なし | 窓口： 北野衛生処理センター2階
担当： 下水道課
使用料・負担金担当
電話： 649-2151
期限： 新たに受益者となる方が決まってから10日以内 |
| 14 | ☐ 公共浄化槽受益者変更届出書

使用を継承する方は、変更手続きをしてください。

【手続きに必要なもの】
☐ なし | 窓口： 北野衛生処理センター2階
担当： 下水道課
使用料・負担金担当
電話： 649-2151
期限： お早めに |

15	☐ 浄化槽管理者の変更報告書 管理者及び使用者を変更する場合は、手続きをしてください。 【手続きに必要なもの】 ☐ なし	窓口： 北野衛生処理センター2階 担当： 下水道課 浄化槽担当 電話： 656-2282 期限： 変更の日から30日以内
16	☐ 公共浄化槽使用（開始・休止・廃止・再開）届出書 公共浄化槽の使用を開始・休止・廃止・再開する場合は、手続きをしてください。 【手続きに必要なもの】 ☐ なし	窓口： 北野衛生処理センター2階 担当： 下水道課 浄化槽担当 電話： 656-2282 期限： お早めに

生産緑地

17	☐ 生産緑地地区指定変更届 生産緑地地区に指定されている土地を相続された方は、手続きをしてください。 ※農地を相続された方の届出と併せて手続きをしてください。 【手続きに必要なもの】 ☐ 土地登記事項証明書（発行から3カ月以内の全部事項証明書） ☐ 委任状 （所有者以外が提出される場合、受任者の公的本人確認書類の提示が必要です。）	窓口： 6階 担当： 都市政策課 電話： 620-7302 期限： 相続登記完了後すみやかに
----	---	---

農地

18	☐ 農地を相続された方の届出 農地を相続された方は、手続きをしてください。 【手続きに必要なもの】 ☐ 相続登記が完了している場合は登記事項証明書（写し可） ☐ 相続登記が完了していない場合は遺産分割協議書の写し	窓口： 5階 担当： 農業委員会事務局 （農林振興・獣害対策課内） 電話： 620-7402 期限： 農地取得を知った時点からおおむね10か月以内
----	---	---

森林

19 ☐ 地域森林計画の対象森林を相続された方の届出

地域森林計画の対象森林を相続された方は、手続きをしてください。

【手続きに必要なもの】

- ☐ 当該土地の位置を示す地図
- ☐ 当該土地の登記事項証明書
- ☐ その他の原因を証明する書面

窓口： 5階

担当： 農林振興・獣害対策課
林務担当

電話： 620-7250

期限： 相続開始の日から90日以内

水路

20 ☐ 水路占用許可の地位承継届

水路占用許可を受けていて、その許可物件を承継する方は、手続きをしてください。

【手続きに必要なもの】

- ☐ 地位承継届
- ☐ 被相続人が持つ水路占用許可書
- ☐ 被相続人との関係を証明する書類（戸籍謄本など）

窓口： 6階

担当： 道路管理課 道路管理担当

電話： 620-7388

期限： すみやかに

21 ☐ 水路占用料免除申請

水路占用許可の占用料が免除となっている場合は、地位承継届とあわせて提出してください。

【手続きに必要なもの】

- ☐ 占用料等減額・免除申請書

窓口： 6階

担当： 道路管理課 道路管理担当

電話： 620-7388

期限： すみやかに

工場等

22 ☐ 工場等の廃止

工場等を営まれていた方の相続人の方は、廃業時に廃止手続きをしてください。

【手続きに必要なもの】

- ☐ 工場廃止届など
- ☐ 来庁者の本人確認書類

窓口： 2階

担当： 環境保全課 環境改善担当

電話： 620-7255

期限： お早めに

借地権などの権利変動

23 ☐ 借地権などの権利変動に関する手続き

区画整理事業施行中地区内において借地権などの権利を申告されている方の承継者の方は、区画整理課まで連絡の上、手続きをしてください。

【手続きに必要なもの】

- ☐ 権利変動届出書
- ☐ 承継者の本人確認書類
- ☐ 借地権関係書類（可能であれば）

窓口： 6階
 担当： 区画整理課 換地担当
 電話： 620-7392
 期限： お問い合わせください

生活衛生関連施設（飲食店、診療所、薬局、理美容所等）

24 ☐ 食品衛生法等の営業許可に関する承継届・廃業届

亡くなられた方から事業を承継する場合は承継届、廃止する場合は廃止届の手続きをしてください。

【手続きに必要なもの】

- ☐ 承継届：営業者の死亡が確認できる書類
 法定相続人が確認できる書類
 法定相続情報一覧図の写し
 同意書
- ☐ 廃業届：営業許可書

窓口： 保健所
 担当： 生活衛生課 食品衛生担当
 電話： 645-5115
 期限： お早めに



※オンライン申請はこちらから

25 ☐ 医事薬事関連施設（診療所、薬局等）の廃止届

廃止する場合は廃止届の手続きをしてください。

【手続きに必要なもの】

- ☐ 担当にお問い合わせください

窓口： 保健所
 担当： 生活衛生課 医薬指導担当
 電話： 645-5114
 期限： お問い合わせください

26 ☐ 環境衛生関連施設（理美容所、旅館、墓地等）の承継届・廃止届

亡くなられた方から事業を承継する場合は承継届、廃止する場合は廃止届の手続きをしてください。

【手続きに必要なもの】

- ☐ 担当にお問い合わせください

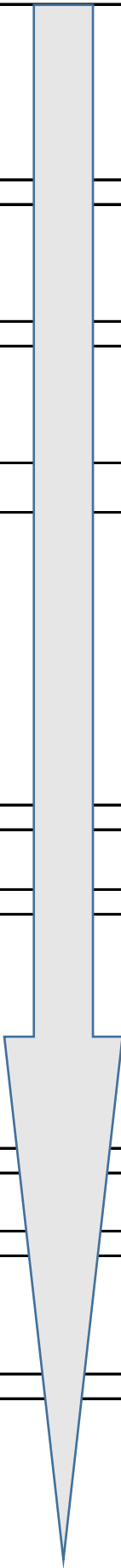
窓口： 保健所
 担当： 生活衛生課 環境衛生担当
 電話： 645-5142
 期限： お問い合わせください

市役所以外の手続き

対象	主な手続き	問い合わせ先
遺言書	☐ 検認・開封	遺言者の住所地の家庭裁判所 東京家庭裁判所 立川支部 立川市緑町10-4 電話 042-845-0317
相続放棄	☐ 相続放棄の申立て	
相続税・所得税	☐ 申告	八王子税務署 八王子市明神町4-21-3 電話 042-697-6221
法定相続情報証明制度	☐ 法定相続情報一覧図の取得 (各種相続手続きの負担軽減)	東京法務局八王子支局 八王子市明神町4-21-2 八王子地方合同庁舎1階・2階 電話 042-631-1377
不動産登記関係	☐ 土地・家屋等の相続登記	
年金	☐ 厚生年金	八王子年金事務所 八王子市南新町4-1 電話 042-626-3511
	☐ 共済年金	各共済組合
保険	☐ 生命保険等の保険金請求	ご加入の生命保険会社
	☐ 損害保険等の名義変更・解約	
電気・ガス	☐ 名義変更・解約	各契約会社
水道・下水道	☐ 名義変更・解約	東京都水道局 お客さまセンター 電話 (ナビダイヤル) 0570-091-100 電話 042-548-5110
NHK受信料	☐ 名義変更・解約	NHKフリーダイヤル (9時から20時) 電話 0120-15-1515
固定電話・携帯電話	☐ 名義変更・解約	各契約会社
インターネット	☐ 名義変更・解約	各契約会社
ケーブルテレビ	☐ 名義変更・解約	各契約会社

対象	主な手続き	問い合わせ先
住宅	☐ 住宅ローン	借入先金融機関
	☐ 都営住宅	東京都住宅供給公社 (9時～18時) 電話 0570-03-0071
	☐ 賃貸住宅の名義変更・解約	家主・管理会社
預貯金等	☐ 預貯金口座の解凍	各金融機関等
	☐ 株式の名義変更	各証券会社等
	☐ 国債の記名変更、償還金受領	国債の裏面に記載されている償還金支払場所
クレジットカード	☐ 解約	各契約会社
車	☐ 運転免許証返納	八王子警察署 八王子市元本郷町3-19-1 電話 042-621-0110 高尾警察署 八王子市東浅川町23-34 電話 042-665-0110 南大沢警察署 八王子市南大沢1-8-3 電話 042-653-0110
	☐ 普通自動車の税金	八王子都税事務所 八王子市明神町3-19-2 電話 042-644-1111
	☐ 普通自動車・バイク（125cc以上）の名義変更	東京運輸支局 八王子自動車検査登録事務所 八王子市滝山町1-270-2 電話 050-5540-2034
	☐ 軽自動車の名義変更	軽自動車検査協会 東京主管事務所八王子支所 青梅市新町6-18-2 電話 050-3816-3103
その他	☐ パスポート返納	パスポートセンター 立川市曙町2-1-1 ルミネ立川店9F 電話 03-5908-0400
	☐ 在留カード返納	東京出入国在留管理局 立川出張所 国立市北3-31-2 電話 042-528-7179
	☐ シルバーパス返納	東京バス協会 電話 03-5308-6950

主な手続期限の目安



死亡診断書・死体検案書を受け取る 死亡届の提出 埋火葬許可申請書の提出	7日以内
健康保険の手続き 年金関係の手続き	14日以内
児童手当の手続き 児童扶養手当の手続き	15日以内
遺言書の確認 相続人の特定 相続財産の調査 相続財産の評価 相続放棄と限定承認	3か月以内
故人の所得税の準確定申告	4か月以内
遺産分割協議 相続税の計算 相続税の申告・納付 相続の名義変更手続き	10か月以内
遺留分侵害額請求	1年以内
葬祭費や高額療養費等請求 国民年金死亡一時金請求	2年以内
未支給年金請求 寡婦年金請求 遺族年金請求	5年以内

おくやみハンドブック

令和8年(2026年)8月 第9版発行

八王子市 市民部 市民課

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話 042-620-7424(直通)